

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)										単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II		
	2 砂糖水	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率																	
211	－ 分みつ糖のもの		24.6%又は 13.30円 /kgのうち いずれか 高い税率	** (35.4% 又は47円 /kgのうち いずれか 高い税率)															KG
219	－ その他のもの			29.8%又は 23円/kg のうちい ずれか高 い税率															KG
	3 人造はちみつ及びカラメル	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率		(50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率)															
290	－ 人造はちみつ																		KG
300	－ カラメル																		KG
410	4 ハイ・テスト・モラセス (1)グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレ オチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用 するもの	◎5%		3%			1.5%			1.0%	1.5%	1.9%	2.0%	2.3%	2.3%	無税			KG
420	(2)その他のもの	25%		21.3%											21.3%				KG
510	5 その他のもの (1)香料又は着色料を加えたもの	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率		29.8%又は 23円/kg のうちい ずれか高 い税率															KG
	(2)その他のもの																		
521	A 砂糖を加えたもの	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率		** (114.2% 又は89.50 円/kgのうち いずれか 高い税率)															KG
	B その他のもの																		
522	(a)ソルボース	20%		12%			8.7%			7.6%	8.7%	8.7%	9.8%	9.8%	9.8%	9.0%			KG
523	(b)麦芽糖	25%		21.3%											21.3%				KG
529	(c)その他のもの	50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率		(50%又は 25円/kg のうちい ずれか高 い税率)															KG
17.03	糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)																		
1703.10	甘しや糖みつ																		
020	1 グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチ ド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するも の	◎5%		3%			1.5%			1.0%	1.5%	1.9%	2.0%	2.3%	2.5%	無税			MT
	2 その他のもの	18円/kg																	
010	－ 飼料用のもの(税関の監督下で飼料の原料として使用す るものに限る。)			無税			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税			MT
	－ その他のもの			15.30円 /kg															
091	－ アルコールの製造用のものうち、この号の2及び第 1703.90号の2に掲げる糖みつについて、当該年度における かんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他 の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において 「共通の限度数量」という。)以内のもの		◎無税																MT
099	－ その他のもの																		MT
1703.90	その他のもの																		
020	1 グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチ ド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するも の	◎5%		3%			1.5%			1.0%	1.5%	1.9%	2.0%	2.0%	2.5%	2.0%			MT
	2 その他のもの	18円/kg																	
010	－ 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用 するものに限る。)			無税			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税			MT
	－ その他のもの			15.30円 /kg															
091	－ アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内 のもの		◎無税																MT
099	－ その他のもの																		MT
17.04	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しな いものに限る。)																		
1704.10	000 チューインガム(砂糖で覆つてあるかないかを問わない。)	30%		24%											24%				KG
1704.90	その他のもの																		
100	1 甘草エキス(菓子にしたものを除く。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税			KG
	2 その他のもの	35%		25%											25%				KG
210	－ キャンデー類																		KG
220	－ キャラメル																		KG
230	－ ホワイトチョコレート																		KG
290	－ その他のもの																		KG